東京都感染症予防医療対策審議会条例

昭和二八年三月三一日 条例第四〇号

〔東京都防疫対策審議会条例〕を公布する。東京都感染症予防医療対策審議会条例(平一一条例五一・改称)

(設置)

第一条 感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、知事の附属機関 として東京都感染症予防医療対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (平一一条例五一・全改)

(所掌事項)

- 第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。
 - 一 感染症の予防及び医療の対策に関すること。
 - 二 感染症の予防のための施策の実施に関する計画に関すること。
 - 三 原因不明の感染性疾病に関すること。
 - 四 ねずみ族、昆虫等の駆除対策に関すること。

(平一一条例五一・一部改正)

(組織)

- 第三条 審議会は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する委員三十人以内 で組織する。
 - 一 学識経験のある者 二十六人以内
 - 二 関係行政機関の代表 四人以内

(昭四九条例九四・全改)

(委員の任期)

第四条 前条第一号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の選任及び権限)

- 第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
 - 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を 代理する。

(昭四九条例九四・一部改正)

(招集)

第六条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第七条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。
 - 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭三六条例八三・旧第八条繰上)

(部会及び部会長)

- 第八条 会長が必要と認めたときは、専門的事項を審議させるため、審議会に 部会をおくことができる。
 - 2 部会は、会長が指名する委員をもつて組織する。
 - 3 部会に部会長をおき、部会に属する委員のうちから互選する。
 - 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(昭三六条例八三・追加)

(部会の議事)

- 第九条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議 決とすることができる。
 - 2 部会の議事の定足数及び表決数については、第七条の規定を準 用する。

(昭三六条例八三・追加)

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。 (昭三六条例八三・旧第九条繰下)

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 付 則(昭和三六年条例第八三号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和四九年条例第九四号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成一一年条例第五一号)
 - この条例は、平成十一年四月一日から施行する。